

土壌の汚染状態に関する基準及び地下水基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準	
	(mg/L)	(mg/kg)	(mg/L)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀0.0005以下 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀0.0005以下 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下
(農業等) 第三種特定有害物質 (PCB)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注:平成30年9月28日に土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第283号)が公布され、シス-1,2-ジクロロエチレンにトランス-1,2-ジクロロエチレンを追加して、あわせて、1, 2-ジクロロエチレンに改正されました。この施行は平成31年4月1日です。